

交野市水道事業経営審議会条例案

交野市水道事業経営審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、本市水道事業経営の適正化を図るため、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 水道事業経営に関すること。
- (2) その他水道事業に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 水道使用者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から、第 2 条に規定する諮問に係る調査及び審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が召集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が召集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、水道局総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。